

定例監査の結果

1 監査の期間

平成27年 5 月22日から平成27年 6 月18日

2 監査の対象

(1) 対象部課

環境部環境保全課、環境業務課及び浄化センター

(2) 対象期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 環境保全課

ア 特定建設作業実施届出書について、特定建設作業の開始の日の7日前までに届け出されていないものが散見された。騒音規制法第14条の規定により適正な事務処理をされたい。

イ 国定公園内行為の許可について、行為完了後速やかに完了報告書を提出することが許可条件となっているが、速やかに提出されていないものが散見された。

ウ 西尾市低公害車普及促進事業補助金に係る公印の印影の印刷について、誤った補助金名により申請され使用されていた。公印の重要性を認識し西尾市公印規則に則った事務処理をされたい。

エ 外部記憶媒体（USBメモリ）取扱いについて、使用記録簿を作成せずに使用していた。西尾市USBメモリ等外部記憶媒体取扱い実施手順により適切な管理をされたい。

オ 切手の管理について、切手受払簿と切手保管枚数が異なっていた。今後、このような誤りが発生しないよう確実な管理体制を確立し、適正な事務処理をされたい。

(2) 環境業務課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約書に貼付する印紙税額に誤りがあった。

(イ) 1 者随意契約を締結する正当な理由の記載がないものがあった。

(ウ) 契約伺いに随意契約を締結する根拠条文が明記されていないものがあった。

(エ) 予定価格を決裁しており、予定価格書が封印されていなかった。

(3) 浄化センター

な し